

平成十六年法律第二百五十一号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律

目次

- 第一章 総則（第一条～第四条）**
- 第二章 認証紛争解決手続の業務の認証**
- 第一節 民間紛争解決手続の業務の認証（第五条～第十三条）**
- 第二節 認証紛争解決事業者の業務（第十四条～第十九条）**
- 第三節 報告等（第二十条～二十四条）**
- 第三章 認証紛争解決手続の利用に係る特例（第二十五条～第三十五条）**
- 第四章 雜則（第三十六条～第三十九条）**
- 第五章 罰則（第四十条～第四十二条）**
- 附則 第一章 総則（目的）**

第一条 この法律は、内外の社会経済情勢の変化に伴い、裁判外紛争解決手続（訴訟手続によらずに民事上の紛争の解決をしようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいう。以下同じ。）が、第三者の専門的な知見を反映して紛争の実情に即した迅速な解決を図る手続として重要なものとなっていることに鑑み、裁判外紛争解決手続についての基本理念及び国等の責務を定めるとともに、民間紛争解決手続の業務に関し、認証の制度を設け、併せて時効の完成猶予等に係る特例を定めてその利便の向上を図ること等により、紛争の当事者がその解決を図るためにふさわしい手続を選択することを容易にし、もつて国民の権利利益の適切な実現に資することを目的とする。（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 民間紛争解決手続** 民間事業者が、紛争の当事者が和解をすることができる民事上の紛争について、紛争の当事者双方からの依頼を受け、当該紛争の当事者との間の契約に基づき、和解の仲介を行う裁判外紛争解決手続をいう。ただし、法律の規定により指定を受けた者が当該法律の規定による紛争の解決の業務として行う裁判外紛争解決手続で政令で定めるものを除く。
- 二 手続実施者** 民間紛争解決手続において和解の仲介を実施する者をいう。
- 三 認証紛争解決手続** 第五条の認証を受けた業務として行う民間紛争解決手続をいう。
- 四 認証紛争解決事業者** 第五条の認証を受け、認証紛争解決手続の業務を行う者をいう。
- 五 特定和解** 認証紛争解決手続において紛争の当事者間に成立した和解であつて、当該和解に基づいて民事執行をすることができる旨の合意がされたものをいう。（基本理念等）

第三条 裁判外紛争解決手続は、法による紛争の解決のための手続として、紛争の当事者の自主的な紛争解決の努力を尊重しつゝ、公正かつ適正に実施され、かつ、専門的な知見を反映して紛争の実情に即した迅速な解決を図るものでなければならない。

2 裁判外紛争解決手続を行う者は、前項の基本理念にのつとり、相互に連携を図りながら協力する（国等の責務）。

第四条 国は、裁判外紛争解決手続の利用の促進を図るため、裁判外紛争解決手続に関する内外の動向、その利用の状況その他の事項についての調査及び分析並びに情報の提供その他必要な措置を講じ、裁判外紛争解決手続についての国民の理解を増進させるよう努めなければならない。

2 地方公共団体は、裁判外紛争解決手続の普及が住民福祉の向上に寄与することにかんがみ、国との適切な役割分担を踏まえつつ、裁判外紛争解決手続に関する情報の提供その他必要な措置を講ずるように努めなければならない。

第二章 認証紛争解決手続の業務

第一節 民間紛争解決手続の業務の認証

（認証の基準） 民間紛争解決手続の業務が次に掲げる基準に適合し、かつ、申請者が当該業務を行うのに必要な知識及び能力並びに経営的基礎を有するものであると認めるときは、当該業務について認証をするものとする。

- 一 その専門的な知識を活用して和解の仲介を行う紛争の範囲を定めていること。**
- 二 前号の紛争の範囲に対応して、個々の民間紛争解決手続において和解の仲介を行うのにふさわしい者を手続実施者として選任することができるること。**
- 三 手続実施者の選任の方法及び手続実施者が紛争の当事者と利害関係を有することその他の民間紛争解決手続の公正な実施を妨げるおそれがある事由がある場合において、当該手続実施者を排除するための方法を定めていること。**

四 申請者の実質的支配者等（申請者の株式の所有、申請者に対する融資その他の事由を通じて申請者の事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にあるものとして法務省令で定める者をいう。以下この号において同じ。）又は申請者の子会社等（申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配する関係にあるものとして法務省令で定める者をいう。）を紛争の当事者とする紛争について民間紛争解決手続の業務を行うこととしている申請者にあつては、当該実質的支配者等又は申請者が手続実施者に対して不当な影響を及ぼすことを排除するための措置が講じられていること。

五 手続実施者が弁護士でない場合（司法書士法（昭和二十五年法律第二百九十七号）第三条第一項第七号に規定する紛争について行う民間紛争解決手続において、手続実施者が同条第二項に規定する司法書士である場合を除く。）において、民間紛争解決手続の実施に当たり法令の解釈適用に關し専門的知識を必要とするときに、弁護士の助言を受けることができるようにするための措置を定めていること。

六 民間紛争解決手続の実施に際して行う通知について相当な方法を定めていること。

七 民間紛争解決手続の開始から終了に至るまでの標準的な手続の進行について定めていること。

八 紛争の当事者が申請者に対し民間紛争解決手続の実施の依頼をする場合の要件及び方式を定めていること。

九 申請者が紛争の一方の当事者から前号の依頼を受けた場合において、紛争の他方の当事者に對し、速やかにその旨を通知するとともに、当該紛争の他方の当事者がこれに応じて民間紛争解決手続の実施を依頼するか否かを確認するための手続を定めていること。

十 民間紛争解決手続において提出された資料の保管、返還その他の取扱いの方法を定めていること。

十一 民間紛争解決手続において陳述される意見又は提出され、若しくは提示される資料に含まれる紛争の当事者又は第三者の秘密について、当該秘密の性質に応じてこれを適切に保持するための取扱いの方針を定めていること。第十六条に規定する手続実施記録に記載されていること。

十二 紛争の当事者が民間紛争解決手続を終了させたための要件及び方式を定めていること。

十三 手続実施者が民間紛争解決手続によつては紛争の当事者間に和解が成立する見込みがないと判断したときは、速やかに当該民間紛争解決手続を終了し、その旨を紛争の当事者に通知することを定めていること。

十四 申請者（法人にあつてはその役員、法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつてはその代表者又は代理人）、その代理人、使用人その他の従業者及び手続実施者につ

いて、これらの者が民間紛争解決手続の業務に関し知り得た秘密を確實に保持するための措置を定めていること。

十五 申請者（手続実施者を含む。）が支払を受ける報酬又は費用がある場合には、その額又は算定方法、支払方法その他必要な事項を定めており、これが著しく不当なものでないこと。

十六 申請者が行う民間紛争解決手続の業務に関する苦情の取扱いについて定めていること。（欠格事由）

第七条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、第五条の認証を受けることができない。

一 心身の故障により民間紛争解決手続の業務を適正に行うことができない者として法務省令で定めるもの

二 民間紛争解決手続の業務に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者

三 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

四 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

五 この法律又は弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

六 第二十三条第一項又は第二項の規定により認証を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者

七 認証紛争解決事業者で法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。第九号、次条第二項第一号、第十三条第一項第三号及び第二項第一号並びに第十七条第三項において同じ。）であるものが第二十三条第一項又は第二項の規定により認証を取り消された場合において、その取消しの日前六十日以内にその役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人。第九号及び第十三条第二項第一号において同じ。）であつた者でその取消しの日から五年を経過しないもの

八 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

九 法人でその役員又は政令で定める使用者のうちに前各号のいずれかに該当する者のあるものでその政令で定める使用者のうちに第一号から第八号までのいずれかに該当する者のあるもの

十 個人でその事業活動を支配する者

十一 暴力団員等をその民間紛争解決手続の業務に従事させ、又は当該業務の補助者として使用者のあるおそれのある者

十二 暴力団員等がその事業活動を支配する者

第八条 第五条の認証の申請は、法務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書（認証の申請）

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）の氏名

二 民間紛争解決手続の業務を行う事務所の所在地

三 前二号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項

3 第五条の認証の申請をする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。（認証に関する意見聴取）

第九条 法務大臣は、第五条の認証の申請に対する処分をしようとする場合又は当該申請に対する処分についての審査請求に対する裁決をしようとする場合には、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、あらかじめ、申請者が法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であるときはこれらの法人を所管する大臣に、申請者が設立に関する許可又は認可を受けている法人であるときはその許可又は認可をした大臣又は国家公安委員会に、それぞれ協議しなければならない。

2 法務大臣は、第五条の認証をしようとするときは、第七条第八号から第十二号までに該当する事由（同条第九号及び第十号に該当する事由にあっては、同条第八号に係るものに限る。）の有無について、警察庁長官の意見を聽かなければならぬ。

3 法務大臣は、第一項に規定する処分又は裁決をしようとする場合には、法務省令で定めるところにより、次条第一項に規定する認証審査参与員の意見を聽かなければならぬ。（認証審査参与員）

第十条 法務省に、第五条の認証の申請及び当該申請に対する処分についての審査請求、第十二条第一項の変更の認証の申請及び当該申請に対する処分についての審査請求並びに第二十三条第二項の規定による認証の取消し及び当該取消しについての審査請求に關し、法務大臣に対し、専門的な知識経験に基づく意見を述べさせるため、認証審査参与員若干人を置く。

2 認証審査参与員は、行政不服審査法第三十一条第一項の規定による審査請求人又は同法第十三条第四項に規定する参加人の意見の陳述に係る手続に立ち会い、及び同法第二十八条に規定する審理関係人に直接問い合わせを発することができる。

3 認証審査参与員は、民間紛争解決手続に關する専門的な知識経験を有する者のうちから、法務大臣が任命する。

4 認証審査参与員の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。（認証の公示等）

5 認証審査参与員は、非常勤とする。

第六十条 法務大臣は、第五条の認証をしたときは、認証紛争解決事業者の氏名又は名称及び住所を官報で公示しなければならない。

2 認証紛争解決事業者は、認証紛争解決手続を利用し、又は利用しようとする者に適正な情報を提供するため、法務省令で定めるところにより、認証紛争解決事業者である旨並びにその認証紛争解決手続の業務の内容及びその実施方法に係る事項であつて法務省令で定めるものを、認証紛争解決手続の業務を行つた事務所において見やすいように掲示し、又はインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

3 認証紛争解決事業者でない者は、その名称中に認証紛争解決事業者であると誤認されるおそれのある文字を用い、又はその業務に關し、認証紛争解決事業者であると誤認されるおそれのある表示をしてはならない。（変更の認証）

第十二条 認証紛争解決事業者は、その認証紛争解決手続の業務の内容又はその実施方法を変更しようとするときは、法務大臣の変更の認証を受けなければならない。ただし、法務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前項の変更の認証を受けようとする者は、法務省令で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を法務大臣に提出しなければならない。

3 前項の申請書には、変更後の業務の内容及びその実施方法を記載した書類その他法務省令で定める書類を添付しなければならない。

4 第六条、第八条第三項及び前条第一項の規定は第一項の変更の認証について、第九条第一項及び第三項の規定は第一項の変更の認証の申請に対する処分をしようとする場合及び当該処分についての審査請求に対する裁決をしようとする場合について、それぞれ準用する。 (変更等の届出)
第十三条 認証紛争解決事業者は、次に掲げる変更があつたときは、法務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を法務大臣に届け出なければならない。
一 氏名若しくは名称又は住所の変更
二 認証紛争解決手続の業務の内容又はその実施方法についての前条第一項ただし書の法務省令で定める軽微な変更
三 法人にあつては、定款その他の基本約款(前二号に掲げる変更に係るものを除く。)の変更
四 前二号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項の変更
二 次の各号に掲げる者が心身の故障により認証紛争解決手続の業務を適正に行うことができないおそれがある場合として法務省令で定める場合に該当するに至つたときは、当該各号に定める者は、法務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を法務大臣に届け出るものとする。
一 法人である認証紛争解決事業者の役員又は第七条第九号の政令で定める使用人 当該認証紛争解決事業者
二 個人である認証紛争解決事業者 当該認証紛争解決事業者又はその法定代理人若しくは同居の親族
三 個人である認証紛争解決事業者の第七条第十号の政令で定める使用人 当該認証紛争解決事業者を官報で公示しなければならない。
第二節 認証紛争解決事業者の業務
(説明義務)
第十四条 認証紛争解決事業者は、認証紛争解決手続を実施する契約の締結に先立ち、紛争の当事者に対し、法務省令で定めるところにより、次に掲げる事項について、これを記載した書面を交付し、又はこれを記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができる方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの)をいう。以下同じ。)を提供して説明をしなければならない。
一 手続実施者の選任に関する事項
二 紛争の当事者が支払う報酬又は費用に関する事項
三 第六条第七号に規定する認証紛争解決手続の開始から終了に至るまでの標準的な手続の進行
四 前二号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項
(手続実施記録の作成及び保存)
第十五条 認証紛争解決事業者は、暴力団員等を業務に従事させ、又は業務の補助者として使用してはならない。
一 紛争の当事者及びその代理人の氏名
二 認証紛争解決手続の実施の経緯
三 認証紛争解決手続の結果(認証紛争解決手続の終了の理由及びその年月日を含む。)
四 認証紛争解決手続の実施の経緯
五 認証紛争解決手続の結果(認証紛争解決手続の終了の理由及びその年月日を含む。)
六 前各号に掲げるもののほか、実施した認証紛争解決手続の内容を明らかにするため必要な事項であつて法務省令で定めるもの
(合併の届出等)
第十七条 認証紛争解決事業者は、次に掲げる行為をしようとするときは、法務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を法務大臣に届け出なければならない。

一 当該認証紛争解決事業者が消滅することとなる合併(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、合併に相当する行為。第三項において同じ。)
二 認証紛争解決手続の業務に係る営業又は事業の全部又は一部の譲渡
三 当該認証紛争解決事業者を分割をする法人とする分割でその認証紛争解決手続の業務に係る営業又は事業の全部又は一部を承継させるもの
四 認証紛争解決手続の業務の廃止
二 法務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を官報で公示しなければならない。
三 第一項各号に掲げる行為をした者(同項第一号に掲げる行為にあつては、合併後存続する法人又は合併により設立される法人)は、その行為をした日に認証紛争解決手続が実施されていたときは、当該行為をした日から二週間以内に、当該認証紛争解決手続の当事者に対し、当該行為をした旨及び第十九条の規定により認証がその効力を失つた旨を通知しなければならない。
四 法務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を官報で公示しなければならない。
三 第一項各号に掲げる行為をした者(同項第一号に掲げる行為にあつては、合併後存続する法人又は合併により設立される法人)は、その行為をした日に認証紛争解決手続が実施されていたときは、当該行為をした日から二週間以内に、当該行為をした日から二週間にわたり、当該認証紛争解決手続の当事者に対し、当該行為をした旨及び第十九条の規定により認証がその効力を失つた旨を通知しなければならない。
二 前項の清算人は、当該解散の日に認証紛争解決手続が実施されていたときは、その日から二週間に内に、当該認証紛争解決手続の当事者に対し、当該解散をした旨及び次条の規定により認証がその効力を失つた旨を通知しなければならない。
三 前条第二項の規定は、第一項の規定による届出があつた場合について準用する。
(認証の失効)
第三節 報告等
(事業報告書等の提出)
第十九条 次に掲げる場合においては、第五条の認証は、その効力を失う。
一 認証紛争解決事業者が第十七条第一項各号に掲げる行為をしたとき。
二 認証紛争解決事業者が前条第一項の解散をしたとき。
三 認証紛争解決事業者が死亡したとき。
第二十条 認証紛争解決事業者は、その認証紛争解決手続の業務に關し、毎事業年度の経過後三月以内に、法務省令で定めるところにより、その事業年度の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書又は損益計算書を作成し、これを法務大臣に提出しなければならない。(報告及び検査)
第二十一条 法務大臣は、認証紛争解決事業者について、第二十三条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する事由があると疑うに足りる相当な理由がある場合には、その認証紛争解決手続の業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、法務省令で定めるところにより、認証紛争解決事業者に対し、当該業務の実施の状況に關し必要な報告を求め、又はその職員に、当該認証紛争解決事業者の事務所に立ち入り、当該業務の実施の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
二 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す證明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
三 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
(勧告等)
第二十二条 法務大臣は、認証紛争解決事業者について、次条第二項各号のいずれかに該当する事由があると疑うに足りる相当な理由がある場合において、その認証紛争解決手続の業務の適正な

運営を確保するために必要があると認めるときは、当該認証紛争解決事業者に対し、期限を定めて、当該業務に関する必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

2 法務大臣は、前項の勧告を受けた認証紛争解決事業者が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該認証紛争解決事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。（認証の取消し）

第二十三条 法務大臣は、認証紛争解決事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認証を取り消さなければならない。

一 第七条各号（第六号を除く。）のいずれかに該当するに至つたとき。

二 偽りその他不正の手段により第五条の認証又は第十二条第一項の変更の認証を受けたとき。

三 正當な理由がなく、前条第二項の規定による命令に従わないと。

2 法務大臣は、認証紛争解決事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認証を取り消すことができる。

一 その行う認証紛争解決手続の業務の内容及びその実施方法が第六条各号に掲げる基準のいずれかに適合しなくなつたとき。

2 認証紛争解決手続の業務を行うのに必要な知識若しくは能力又は経理的基礎を有するものでなくなつたとき。

3 この法律の規定に違反したとき。

3 法務大臣は、前二項の規定による認証の取消しをしようとするときは、第七条第八号から第十二号までに該当する事由（同条第九号及び第十号に該当する事由にあつては、同条第八号に係るものに限る。）又は第十五条の規定に違反する事実の有無について、警察庁長官の意見を聴くことができる。

4 法務大臣は、第一項又は第二項の規定により認証を取り消したときは、その旨を官報で公示しなければならない。

5 第一項又は第二項の規定により認証の取消しの処分を受けた者は、当該処分の日から二週間に以内に、当該処分の日に認証紛争解決手続が実施されていた紛争の当事者に対し、当該処分があつた旨を通知しなければならない。

6 第九条第一項及び第三項の規定は、第二項の規定により認証の取消しの処分をしようとする場合及び当該処分についての審査請求に対する裁決をしようとする場合について準用する。（民間紛争解決手続の業務の特性への配慮）

第二十四条 法務大臣は、第二十一条第一項の規定により報告を求め、若しくはその職員に検査若しくは質問をさせ、又は第二十二条の規定により勧告をし、若しくは命令をするに当たつては、民間紛争解決手続が紛争の当事者と民間紛争解決手続の業務を行つて者のとの間の信頼関係に基づいて成り立つものであり、かつ、紛争の当事者の自主的な紛争解決の努力が尊重されるべきものであることその他の民間紛争解決手続の業務の特性に配慮しなければならない。

第三章 認証紛争解決手続の利用に係る特例

（時効の完成猶予）

2 認証紛争解決手続によつては紛争の当事者間に和解が成立する見込みがないことを理由に手続実施者が当該認証紛争解決手続を終了した場合において、当該認証紛争解決手続の実施の依頼をした当該紛争の当事者がその旨の通知を受けた日から一月以内に当該認証紛争解決手続の提出による請求について訴えを提起したときは、時効の完成猶予に關しては、当該認証紛争

2 第十九条の規定により第五条の認証がその効力を失つた日により第五条の認証がその効力を失つた場合には認証紛争解決手続が実施された紛争がある場合において、当該認証紛争解決手続の実施の依頼をした当該紛争の当事者が第十七条第三項若しくは第十八条第二項の規定による通知を受けた日又は第十九条各号に規定する事由があつたことを知つた日のいづれか早い日（認証紛争解決事業者の死亡により第五条の認証がその効力を失つた場合にあつては、その死亡の事実を知つた日）から一月以内に当該認証紛争解決手続の目的となつた請求について訴えを提起したときも、前項と同様とする。

3 第五条の認証が第二十三条第一項又は第二項の規定により取り消され、かつ、その取消しの処分の日に認証紛争解決手続が実施された場合において、当該認証紛争解決手続の実施の依頼をした当該紛争の当事者が同条第五項の規定による通知を受けた日又は当該処分を知つた日のいづれか早い日から一月以内に当該認証紛争解決手続の目的となつた請求について訴えを提起したときも、第一項と同様とする。（訴訟手続の中止）

2 前号に規定する場合のほか、当該紛争の当事者間に認証紛争解決手続によつて当該紛争の解決を図る旨の合意があること。

3 1 当該紛争について、当該紛争の当事者間において認証紛争解決手続が実施されていること。

2 前号に規定する場合において、当該紛争の当事者間に認証紛争解決手続を中止する旨の決定をすることができる。

1 受訴裁判所は、いつでも前項の決定を取り消すことができる。

2 第一項の申立てを却下する決定及び前項の規定により第一項の決定を取り消す決定に対する不服を申し立てることができない。

3 2 第一項の申立てを却下する決定及び前項の規定により第一項の決定を取り消す決定に対する不服を申し立てることができない。

3 3 第一項の申立てを却下する決定及び前項の規定により第一項の決定を取り消す決定に対する不服を申し立てることができない。

3 4 第一項の申立てを却下する決定及び前項の規定により第一項の決定を取り消す決定に対する不服を申し立てことができない。

3 5 第一項の申立てを却下する決定及び前項の規定により第一項の決定を取り消す決定に対する不服を申し立てことができない。

3 6 第一項の申立てを却下する決定及び前項の規定により第一項の決定を取り消す決定に対する不服を申し立てことができない。

3 7 第一項の申立てを却下する決定及び前項の規定により第一項の決定を取り消す決定に対する不服を申し立てことができない。

3 8 第一項の申立てを却下する決定及び前項の規定により第一項の決定を取り消す決定に対する不服を申し立てことができない。

3 9 第一項の申立てを却下する決定及び前項の規定により第一項の決定を取り消す決定に対する不服を申し立てことができない。

3 10 第一項の申立てを却下する決定及び前項の規定により第一項の決定を取り消す決定に対する不服を申し立てことができない。

3 11 第一項の申立てを却下する決定及び前項の規定により第一項の決定を取り消す決定に対する不服を申し立てことができない。

3 12 第一項の申立てを却下する決定及び前項の規定により第一項の決定を取り消す決定に対する不服を申し立てことができない。

3 13 第一項の申立てを却下する決定及び前項の規定により第一項の決定を取り消す決定に対する不服を申し立てことができない。

3 14 第一項の申立てを却下する決定及び前項の規定により第一項の決定を取り消す決定に対する不服を申し立てことができない。

3 15 第一項の申立てを却下する決定及び前項の規定により第一項の決定を取り消す決定に対する不服を申し立てことができない。

3 16 第一項の申立てを却下する決定及び前項の規定により第一項の決定を取り消す決定に対する不服を申し立てことができない。

3 17 第一項の申立てを却下する決定及び前項の規定により第一項の決定を取り消す決定に対する不服を申し立てことができない。

3 18 第一項の申立てを却下する決定及び前項の規定により第一項の決定を取り消す決定に対する不服を申し立てことができない。

3 19 第一項の申立てを却下する決定及び前項の規定により第一項の決定を取り消す決定に対する不服を申し立てことができない。

3 20 第一項の申立てを却下する決定及び前項の規定により第一項の決定を取り消す決定に対する不服を申し立てことができない。

3 21 第一項の申立てを却下する決定及び前項の規定により第一項の決定を取り消す決定に対する不服を申し立てことができない。

3 22 第一項の申立てを却下する決定及び前項の規定により第一項の決定を取り消す決定に対する不服を申し立てことができない。

3 23 第一項の申立てを却下する決定及び前項の規定により第一項の決定を取り消す決定に対する不服を申し立てことができない。

3 24 第一項の申立てを却下する決定及び前項の規定により第一項の決定を取り消す決定に対する不服を申し立てことができない。

- 6 前項の規定により二以上の裁判所が管轄権を有するときは、先に申立てがあつた裁判所が管轄する。
- 7 裁判所は、第一項の申立てに係る事件の全部又は一部がその管轄に属しないと認めるときは、申立てにより又は職権で、これを管轄裁判所に移送しなければならない。
- 8 裁判所は、第六項の規定により管轄する事件について、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、当該事件の全部又は一部を同項の規定により管轄権を有しないこととされた裁判所に移送することができる。
- 9 前二項の規定による決定に対しては、その告知を受けた日から二週間の不变期間内に、即時抗告をすることができる。
- 10 裁判所は、次項の規定により第一項の申立てを却下する場合を除き、執行決定をしなければならない。
- 11 裁判所は、第一項の申立てがあつた場合において、次の各号に掲げる事由のいずれかがあると認めるとき（第一号から第五号までに掲げる事由にあつては、被申立人が当該事由の存在を証明した場合に限る）に限り、当該申立てを却下することができる。
- 1 特定和解が、無効、取消しその他の事由により効力を有しないこと。
 - 2 特定和解に基づく債務の内容を特定することができないこと。
 - 3 特定和解に基づく債務の全部が履行その他の事由により消滅したこと。
 - 4 認証紛争解決事業者又は手続実施者がこの法律若しくはこの法律に基づく法務省令の規定又は認証紛争解決手続を実施する契約において定められた手続の準則（公の秩序に関しないものに限る。）に違反した場合であつて、その違反する事実が重大であり、かつ、当該特定和解の成立に影響を及ぼすものであること。
 - 5 手続実施者が、当事者に対し、自己の公正性又は独立性に疑いを生じさせるおそれのある事実を開示しなかつた場合であつて、当該事実が重大であり、かつ、当該特定和解の成立に影響を及ぼすものであること。
 - 6 特定和解の対象である事項が、和解の対象とすることができない紛争に関するものであること。
 - 7 特定和解に基づく民事執行が、公の秩序又は善良の風俗に反すること。
 - 8 裁判所は、口頭弁論又は当事者双方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、第一項の申立てについての決定をすることができない。
 - 9 第一項の申立てについての決定に対しては、その告知を受けた日から二週間の不变期間内に、即時抗告をすることができる。
(適用除外)
- 第二十九条** 前条の規定は、次に掲げる特定和解については、適用しない。
- 1 消費者（消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第一条第一項に規定する消費者をいう。）と事業者（同条第二項に規定する事業者をいう。）との間で締結される契約に関する紛争に係る特定和解
 - 2 個別労働関係紛争（個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第百十二号）第一条に規定する個別労働関係紛争をいう。）に係る特定和解
 - 3 人事に関する紛争その他家庭に関する紛争に係る特定和解（民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第一百五十一条の二第一項各号に掲げる義務に係る金銭債権に係るもの）を除く。
 - 4 調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約の実施に関する法律（令和五年法律第十六号）第二条第三項に規定する国際和解合意に該当する特定和解であつて、同法の規定の適用を受けるもの（任意的口頭弁論）
- 第三十条** 執行決定の手続に関する裁判は、口頭弁論を経ないですることができる。
- 第三十一条** 執行決定の手続について利害関係を有する者（以下「利害関係者」という。）は、裁判所書記官に対し、非電磁的事件記録（事件の記録中次条第一項に規定する電磁的事件記録を除いた部分をいう。以下この条において同じ。）の閲覧又は謄写を請求することができる。

- 2 利害関係者は、裁判所書記官に対し、非電磁的事件記録の原本、謄本又は抄本の交付を請求することができる。
- 3 前二項の規定は、非電磁的事件記録中の録音テープ又はビデオテープ（これらに準ずる方法により一定の事項を記録した物を含む。）に関しては、適用しない。この場合において、利害関係者は、裁判所書記官に対し、これらの物の複製を請求することができる。
- 4 民事訴訟法（平成八年法律第二百九号）第九十一条第五項の規定は、第一項及び前項の規定による請求について準用する。
(電磁的事件記録の閲覧等)
- 第三十二条** 利害関係者は、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的事件記録（事件の記録中この法律その他の法令の規定により裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この条及び次条において同じ。）に備えられたファイルに記録された事項に係る部分をいう。以下この条において同じ。）の内容を最高裁判所規則で定める方法により表示したもののが閲覧を請求することができる。
- 2 利害関係者は、裁判所書記官に対し、電磁的事件記録に記録されている事項について、最高裁判所規則で定めるところにより、最高裁判所規則で定める電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機と手続の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次項及び次条において同じ。）を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法による複写を請求することができる。
- 3 利害関係者は、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的事件記録に記録されている事項の全部若しくは一部を記載した書面であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該書面の内容が電磁的事件記録に記録されている事項と同一であることを証明したものを交付し、又は当該事項の全部若しくは一部を記録した電磁的記録であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該電磁的記録の内容が電磁的事件記録に記録されている事項と同一であることを証明したものを最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法により提供することを請求することができる。
- 4 民事訴訟法第九十一条第五項の規定は、第一項及び第二項の規定による請求について準用する。
(事件に関する事項の証明)
- 第三十三条** 利害関係者は、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、事件に関する事項を記載した書面であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該事項を証明したものを交付し、又は当該事項を記録した電磁的記録であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該事項を証明したものを最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法により提供することを請求することができる。
(民事訴訟法の準用)
- 第三十四条 特別の定めがある場合を除き、執行決定の手続については、その性質に反しない限り、民事訴訟法第一編から第四編までの規定を準用する。この場合において、同法第二百三十二条の十一第一項第二号中「第二条」とあるのは、「第九条において準用する同法第二条」と読み替えるものとする。
(最高裁判所規則)
- 第三十五条 この法律に定めるもののほか、執行決定の手続に關し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

(報酬) 損益計算書を提出せず、又はこれらの書類に虚偽の記載をして提出した者

第三十六条 認証紛争解決事業者（認証紛争解決手続における手続実施者を含む。）は、紛争の当事者又は紛争の当事者以外の者との契約で定めるところにより、認証紛争解決手続の業務を行うことに関し、報酬を受けることができる。

第三十七条 法務大臣は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。

（法務大臣への意見）

第三十八条 警察庁長官は、認証紛争解決事業者について、第七条第八号から第十二号までに該当する事由（同条第九号及び第十号に該当する事由にあっては、同条第八号に係るものに限る。）又は第十五条の規定に違反する事実があると疑うに足りる相当な理由があるため、法務大臣が当該認証紛争解決事業者に対して適切な措置をとることが必要であると認める場合には、法務大臣に対し、その旨の意見を述べることができる。

第三十九条 法務大臣は、認証紛争解決手続の業務に関する情報の公表

省令で定めるところにより、認証紛争解決事業者の氏名又は名称及び住所、当該業務を行う事務所の所在地並びに当該業務の内容及びその実施方法に係る事項であつて法務省令で定めるものについて、インターネットの利用その他の方法により公表することができる。

第五章 罰則

第四十条 偽りその他不正の手段により第五条の認証又は第十二条第一項の変更の認証を受けたときは、当該違反行為をした者は、二年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二 第十五条の規定に違反して暴力団員等をその認証紛争解決手続の業務に従事させ、又は当該業務の補助者として使用したときは、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

三 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、百万円以下の罰金に処する。
一 第八条第一項の申請書若しくは同条第二項各号に掲げる書類又は第十二条第二項の申請書若しくは同条第三項の書類に虚偽の記載をして提出したとき。
二 第十一条第三項の規定に違反したとき。

第四十一条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは代理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前条各項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、当該各項の罰金刑を科する。

二 法人でない団体について前項の規定がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第四十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。
一 第十一条第二項の規定による掲示及び公表のいずれもせず、又は虚偽の掲示をし、若しくは虚偽の公表をした者
二 第十三条第一項、第十七条第一項又は第十八条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
三 第十六条の規定に違反して手続実施記録を作成せず、若しくは虚偽の手続実施記録を作成し、又は手続実施記録を保存しなかつた者
四 第十七条第三項、第十八条第二項又は第二十三条第五項の規定による通知をせず、又は虚偽の通知をした者

五 第二十条の規定に違反して事業報告書、財産目録、貸借対照表若しくは收支計算書若しくは

損益計算書を提出せず、又はこれらの書類に虚偽の記載をして提出した者

六 第二十一条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

七 第二十二条第二項の規定による命令に違反した者

認証紛争解決事業者（法人にあってはその代表者、法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあってはその代表者又は代理人、その代理人、使用人その他の従業者が第二十一一条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したときは、五十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日）

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第三条 この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

（附則）
附 則（平成二十六年五月一日法律第六九号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

（附則）
附 則（平成二十三年五月二十五日法律第五三号）抄

第一条 この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十九号）の施行の日から施行する。（経過措置の原則）

第二条 行政府の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政府の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政府の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

第三条 この法律に関する経過措置

第一条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政府の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政府の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないこととされる場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものと含む。）の訴えの提起については、なお従前の例による。

第二条 この法律の規定による改正前の法律の規定（前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）により異議申立てが提起された処分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起す

ることができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

第三条 不服申立てに対する行政府の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

（附則に関する経過措置）

第一条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお

従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第一条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお

従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成二九年六月二日法律第四五号）

この法律は、民法改正法の施行の日から施行する。ただし、第一百三条の一、第一百三条の三、第二百六十七条の二、第二百六十七条の三及び第三百六十二条の規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年六月一四日法律第三七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四十条、第五十九条、第六十一条、第七十五条（児童福祉法第三十四条の二十の改正規定に限る。）、第八十五条、第一百二条、第一百七条（民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律第二十六条の改正規定に限る。）、第一百十一条、第一百四十三条、第一百四十九条、第一百五十二条、第一百五十四条（不動産の鑑定評価に関する法律第二十五条第六号の改正規定に限る。）及び第一百六十八条並びに次条並びに附則第三条及び第六条の規定 公布の日 行政庁の行為等に関する経過措置）

第二条 この法律（前条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行の日前に、この法律による改正前の法律又はこれに基づく命令の規定（欠格条項その他他の権利の制限に係る措置を定めるものに限る。）に基づき行われた行政庁の处分その他の行為及び当該規定により生じた失職の効力については、なお従前の例による。（罰則に関する経過措置）

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（検討）

第七条 政府は、会社法（平成十七年法律第八十六号）及び一般社団法人及び一般財團法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）における法人の役員の資格を成年被後見人又は被保佐人であることを理由に制限する旨の規定について、この法律の公布後一年以内を目途として検討を加え、その結果に基づき、当該規定の削除その他の必要な法制上の措置を講ずるものとする。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定

（施行期日）

附 則（令和五年四月一八日法律第一七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第十一条第二項の改正規定及び第三十四条第一項第一号の改正規定は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

（特定和解の執行決定に関する経過措置）

第二条 この法律による改正後の裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（次条において「新法」という。）第十七条の二の規定は、この法律の施行の日以後に成立する特定和解について適用する。

（民事訴訟法等改正法の施行日の日の前日までの間ににおける経過措置）

第三条 新法第二十七条の六から第二十七条の九までの規定は、民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号。次項において「民事訴訟法等改正法」という。）の施行の日前日までの間は、適用しない。

2 民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間ににおける新法第二十七条の十の規定の適用については、同条中「第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二

条の二第二項、第九十四条、第一百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第一百十一条、第一編第七章、第一百三十三条の二第五項及び第六項、第一百三十三条の三第二項、第一百五十一項第三項、第一百六十条第二項、第一百八十五条第三項、第一百五十五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。）を準用する。この場合において、別表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする」とあるのは、「第八十七条の二の規定を除く。」を準用する」とする。

第六条 附則第一条のただし書に規定する規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和五年六月一四日法律第五三号）抄

この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三十二条の規定及び第三百八十八条の規定 公布の日
二 第一条中民事執行法第二十二条第五号の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十六条の改正規定、同法第二十九条の改正規定（「の謄本」の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分を除く。）、同法第九十一条第一項第三号の改正規定、同法第一百四十五条第一項第三号の改正規定、同法第一百八十二条第一項の改正規定、同法第四項の改正規定、同法第一百八十三条の改正規定、同法第一百八十九条の改正規定及び同法第一百九十三条第一項の改正規定、第十二条 第三十三条、第三十四条 第三十六条及び第三十七条の規定、第四十二条中組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十九条第二項の改正規定、同法第一百四十五条第一項第三号の改正規定、同法第一百五十二条第一項第三号の改正規定、同法第一百五十五条第二項及び第一百五十六条第一項の改正規定及び同法第一百五十七条第一項の改正規定、同法第一百五十八条第一項の改正規定、同法第一百五十九条の改正規定、同法第一百六十二条第一項の改正規定、同法第一百六十三条第一項の改正規定、同法第一百六十四条第一項の改正規定、同法第一百六十五条第一項の改正規定、同法第一百六十六条第一項の改正規定、同法第一百六十七条第一項の改正規定、同法第一百六十八条第一項の改正規定、同法第一百六十九条の改正規定、同法第一百七十二条第一項の改正規定、同法第一百七十三条第一項の改正規定、同法第一百七十四条第一項の改正規定、同法第一百七十五条第一項の改正規定、同法第一百七十六条第一項の改正規定、同法第一百七十七条第一項の改正規定、同法第一百七十八条第一項の改正規定、同法第一百七十九条の改正規定、同法第一百八十二条第一項の改正規定、同法第一百八十三条第一項の改正規定、同法第一百八十四条第一項の改正規定、同法第一百八十五条第一項の改正規定、同法第一百八十六条第一項の改正規定、同法第一百八十七条第一項の改正規定、同法第一百八十八条第一項の改正規定、同法第一百八十九条の改正規定、同法第一百九十条第一項の改正規定、同法第一百九十二条第一項の改正規定、同法第一百九十三条第一項の改正規定、同法第一百九十四条第一項の改正規定、同法第一百九十五条第一項の改正規定、同法第一百九十六条第一項の改正規定、同法第一百九十七条第一項の改正規定、同法第一百九十八条第一項の改正規定、同法第一百九十九条の改正規定並びに第三百八十七条の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日